

滋賀県優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化に寄与する優良建築物等の整備を促進するため、優良建築物等整備事業を施行する者（以下「施行者」という。）に補助する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「優良建築物等整備事業」とは、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）に基づいて行われる優良建築物等整備促進事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業および補助率等は、別表に定めるところによる。

(交付申請書の添付書類等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書（別記様式第1号）の提出期日および添付書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日 知事が別に通知する日

(2) 添付書類

- ア 事業計画書（別記様式第2号）
- イ 交付申請額の算出方法等（別記様式第3号）
- ウ 国庫補助金交付申請書（添付図書を含む）
- エ 予算議決書（別記様式第4号）

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) この事業について、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア この事業の内容を変更する場合。
 - イ この事業に要する経費の配分を変更する場合。
 - ウ この事業を中止し、または廃止するとき場合。
- (2) この事業が当該年度末までに完了しない場合、またはこの事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) この補助金について、当該地方公共団体の歳出歳入予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成すること。
- (4) 施行者に対し、この事業に係る補助金を交付する場合には、第1号および第2号に準じた条件を付して当該施行者に対し補助金を交付する旨を通知すること、およびこの事業が完了した場合は、当該事業の成果が交付決定の内容に適合しているかどうか調査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知をすること。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取り下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。ただし、知事が必要と認めたときは、この期日を変更することができる。

(補助金の経理)

第7条 補助事業者は、県の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、保存しておかなければならない。

(事業内容等の変更)

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる事業の内容の変更をしようとする場合、または事業に要する経費の配分の変更(付帯事務費から事業費への変更を除く)をしようとする場合にはそれぞれ事業内容変更承認申請書(別記様式第5号)、経費の配分変更承認申請書(別記様式第6号)を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

- (1) 施設建築物(共同施設を含む)の位置、形態の変更
- (2) 事業を施行する区域の変更
- (3) 補助金の額に変更を生ずる事業内容の変更

2 補助事業者は、前項の変更以外の変更をした場合においては、すみやかに知事に

報告しなければならない。

3 第4条の規定は、第1項の変更について準用する。

(事業の廃止等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後に置いて事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書(別記様式第7号)の提出期日、および添付書類は、次のとおりとする。

(1) 提出期日 補助事業完了後1か月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 添付書類

ア 事業実施状況表(別記様式第8号)

イ 補助金精算調書(別記様式第9号)

ウ 事業の成果を示す図書(写真を含む)

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知)

第11条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報告書の提出があった日からそれぞれ30日以内に行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第15条に規定する補助金交付申請書(別記様式第10号)の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 補助事業実績報告書の写し

(2) 額の確定通知書の写し

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含

む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第14条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 第4条第2項、第10条第2項、第13条に規定するところに準ずること。

付則

この要綱は、平成7年5月31日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、平成29年5月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付則

この改正後の要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

別表

1. 補助事業

事業区分	タイプ	採択基準
優良再開発型優良 建築物等整備事業	共同化タイプ	国が国庫補助事業として採択したもので、 別表の3. 整備要件に該当するもの。

2. 補助対象及び補助率

補助対象の範囲		補助基本額	補助率
費目	細目		
調査設計計画	事業計画作成費	国庫補助基本額以 内で知事が認めた 額	国庫補助基本額の 1 / 6 以内で、かつ 市町村が補助する 額の 1 / 4 以内
	地盤調査費		
	建築設計費		
土地施設整備	既存建築物除却費		
	整地費		
	補償費等		
共同施設整備	空地等整備費		
	供給処理費用		
	その他の施設整備費		

3. 整備要件

区域等の要件	次の各号のいずれかに該当すること ①市街地総合再生計画等の区域 ②公共事業等の整備促進に寄与するもの ③総合設計制度による建築物
敷地等の要件	次の各号に該当すること ①用途地域指定区域内（工業地域、工業専用地域を除く） ②敷地面積が500㎡以上
建築物の構造・ 用途等の要件	次の各号に該当すること ①耐火建築物であること ②風俗関連営業等の用途に供しないこと ③道路に対して1m以上の壁面後退、又は道路に面して有効 に広場を設けること ④駐車場については、必要台数あるいは標準駐車場条例によ る付置義務相当分を確保すること

様式第1号

第 号
年 月 日

滋賀県知事

あて

補助事業者 氏 名

年度滋賀県優良建築物等整備事業補助金交付申請書
(地区又は工区)

年度において滋賀県優良建築物等整備事業について、滋賀県優良建築物等整備事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3号の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 交付申請の算出方法等
- 3 国庫補助金交付申請書の写し
- 4 予算議決書

様式第2号

事業計画書

事業実施地区名	地区	
整備内容		
	事業費	事業量
調査設計計画費	千円	m ²
土地整備費	千円	m ²
共同施設整備費	千円	
合計	千円	
着手日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
整備方法		

様式第3号

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分 (単位：千円)

種 別	事業費	補助対象 事業 A	地方公共団 体が補助する額 B	補助率	交付申請額 C
調査設計計画 土地整備 共同施設整備					
計				C/A= C/B=	
総 計	今回交付決定額				
	既交付決定額				
	変更増△減額				

- (注) 1. 事業費欄は、実際に要する事業費を記載すること。
 2. 変更申請する場合は、下段に今回交付申請額を、上段に既交付決定額を () 書で記載すること。

2 交付申請額の算出方法の明細

(1) 調査設計計画 (単位：千円)

項 目	事 業 費	補 助 対 象 事 業 費
イ 事業計画作成費		
ロ 地番調査費		
ハ 建築設計費		
合 計		

- (注) 変更申請する場合は、下段に今回交付申請額を、上段に既交付決定額を () 書で記載すること。

イ 事業計画作成費

区 分	細 分	数 量	単 位	請 負		直 営		摘 要
				単 価 (千円)	金 額	単 価 (千円)	金 額	

- (備考) 1 直営の場合には、第4-2-(1)-イの末尾に掲げる表に従った使途内訳を記載すること。
- 2 委託費は直営欄に計上すること。
- 3 積算内訳が必要なものについては、摘要欄にその内容を記載すること。
- 4 細分欄のうち、補助対象事業費から除外した項目がある場合は、補助対象事業費を請負及び直営欄の金額欄に()内数で記載すること。

□ 地盤調査費

調査面積	調査方法	本数又は箇所数	単 価	事 業 費
m^2			千円	千円
合 計				

ハ 建築設計費

建築敷地面積	建築面積	建築延面積	建築費単価	建築費	設計料率	事業費
m^2	m^2	m^2	千円/ m^2	千円	%	千円
合 計						

(2) 土地整備

項 目	事 業 費	補助対象事業費
イ 既存建築物除却費		
ロ 整 地 費		
合 計		

イ 既存建築物除却費

構 造	棟 数	延 面 積	単 価	事 業 費
		m ²	千円/m ²	千円
合 計				

ロ 整地費

	面 積	単 価	事 業 費
	m ²	千円/m ²	千円
合 計			

(3) 共同施設整備

施設名		数量	事業費	補助対象 事業費
① 空地等	(イ) 通路			
	(ロ) 駐車施設			
	(ハ) 児童遊園			
	(ニ) 緑地			
	(ホ) 広場			
	小 計			
② 供給処理施設	(イ) 給水施設			
	(ロ) 排水施設			
	(ハ) 電気施設			
	(ニ) ガス施設			
	(ホ) 電話施設			
	(ヘ) ごみ処理施設			
	(ト) 情報通信施設			
	(チ) 熱供給施設			
	小 計			
③ その他施設	(イ) 立体的遊歩道・ 人工地盤等			
	(ロ) 共用通行部分			
	(ハ) 公共用通路			
	(ニ) 共同駐車場			
	小 計			
合 計				

(備考) 添付面、位置、区域、形態、施設の種類、ルート等を明示する図面（色分けで表示）

(注) 記載に当たっては、「共同施設整備費内訳書」を添付すること。

共同施設整備内訳書

施設名	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要

(備考) 工事費細別については、内訳が判明するように適宜記載すること。

様式第4号

会計名

会計

予 算 議 決 書 (抜粋)

歳入予算

(単位：千円)

財源区分	区分 財源内訳	事業			計
		当初	回補正	回補正	
		議決年月日	議決年月日	議決年月日	
		年月日	年月日	年月日	
一般財源	税収入				
	国庫補助金 県補助金 その他の財源				
計					

歳出予算

(単位：千円)

予算科目	事業			計
	当初	回補正	回補正	
	議決年月日	議決年月日	議決年月日	
	年月日	年月日	年月日	
(目)				
(節)				
計				

(記載上の注意)

- 1 本表は当該申請事業に係る予算のみ抜粋して記載すること。
- 2 事業欄には申請に係る当該事業名を記載して予算議決（補正を含む）ごとに予算額及び議決年月日を記載する。
なお補正予定があれば○月議決予定として記載すること。
- 3 歳出予算科目は（目）及び（節）まで記載すること。

滋賀県知事

あて

補助事業者 氏 名

年度滋賀県優良建築物等整備事業の事業内容
変更承認申請書 (地区又は工区)

年 月 日付け滋住第 号により補助金の交付決定通知を受けた標記事業については、今般下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類及び図書を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称 優良建築物等整備事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 関係書類及び図書（別紙のとおり）

(注) 内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、すべて補助金交付申請の様式を準用する。

なお、添付図面等は変更に係る部分のみ添付すること。

滋賀県知事

あて

補助事業者 氏 名

年度滋賀県優良建築物等整備事業補助金の
経費の配分変更承認申請書

年 月 日付け滋住第 号により交付決定のあった標記事業の県費補助金の経費の配分を下記理由により、別表のとおり変更したいので、承認下さるよう申請します。

記

- 1 経費の配分変更を必要とする具体的な理由
- 2 経費の配分変更内訳書（別表）

別表

経費の配分変更内訳書

(単位：千円)

種別	補助対象事業費		市町村が補助する額		補助率	県費補助金額	摘要
	金額	増減	金額	増減			
調査設計計画費							
土地整備費							
共同施設整備費							
合 計							

(注) 金額欄には、下段に今回変更申請額を、上段に既交付決定額を()で記載すること。

様式第7号

第 号
年 月 日

滋賀県知事

あて

補助事業者 氏 名

年度滋賀県優良建築物等整備事業完了実績報告書
(地区又は工区)

年 月 日付け滋住第 号で滋賀県優良建築物等整備事業補助金の交付決定の通知があった滋賀県優良建築物等整備事業について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実施状況表
- 2 補助金精算調書
- 3 事業の成果を示す図書（写真を含む）

事業実施状況表

区 分 種 別		計 画	完 了	着手年月日	完了年月日	備 考
事業計画作成		m ²	m ²			
地盤調査	ボーリング	m	m			
	載荷試験 その他	t 本所	t ヶ所			
既存建築物除却						
整地		m ²	m ²			
空地整備						
供給処理施設整備						
立体的遊歩道・ 人工地盤等整備						
共用通行部分整備						
共同駐車場整備						

様式第10号

年度滋賀県優良建築物等整備事業補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け滋住第 号で額の確定通知のあった 年度滋賀県優良建築物等整備事業補助金を上記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

年 月 日

滋賀県知事 殿

請求者 氏 名

補助金額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

番 号
年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者 氏 名

優良建築物等整備事業 [地区名]

消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋住第 号で交付決定通知があった標記事業について、滋賀県優良建築物等整備事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け滋住第 号により補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

担当課 :

担当者 :

電話 :

MAIL :